

平成 23 年 5 月  
環境局

### 新「循環のまち・ふくおか基本計画」案について

## 1 策定の趣旨 ～なぜ新たな計画を策定するのか～

現計画（第3次ごみ処理基本計画）（平成16年12月策定）  
（計画期間：平成17年度～平成27年度）

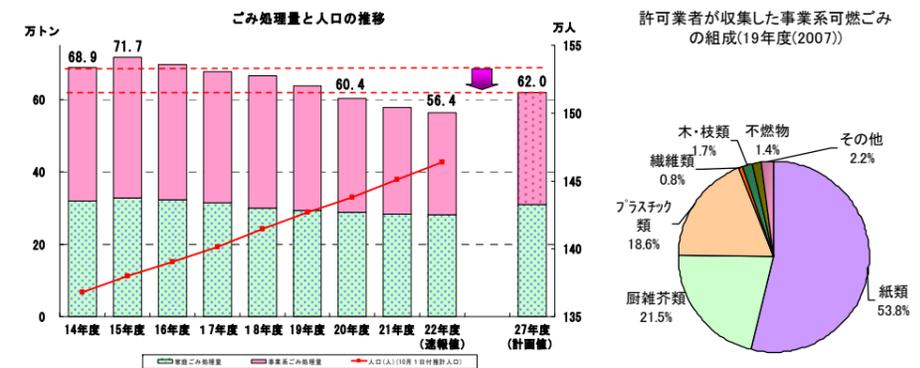
**<これまでの取り組み>**

- ◆家庭ごみ有料化（H17）
- ◆資源物回収拠点の整備
- ◆事業所ごみ減量指導などの実施による市民・事業者との3R\*の推進

**<社会の変化>**

- ◆容器包装リサイクル法の改正（H18）
- ◆食品リサイクル法の改正（H19）
- ◆第2次循環型社会形成推進基本計画の策定（H20）などによるリサイクルの進展

「ごみの削減目標」を平成20年度に7年前倒しで達成！



もっと、ごみを減らそう！

ごみ処理量は着実に減少しているが、事業系ごみについては、リサイクル可能な紙類・厨雑芥類が7割を占める。

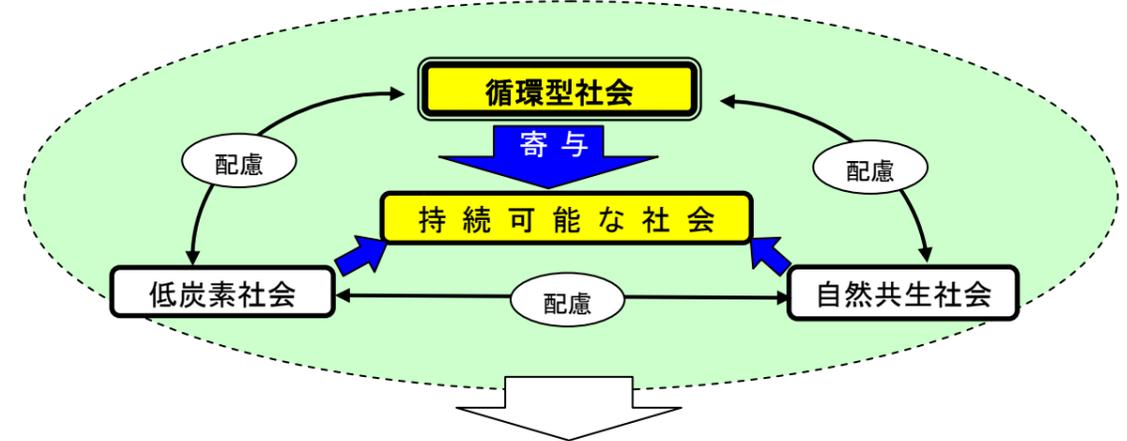
- <今後取り組むべき課題>**
- ① 2R（リデュース・リユース）に重点をおいた市民・事業者のごみ減量・リサイクル意識の向上と実践行動の促進
  - ② 資源化の余地がある事業系ごみについての重点的な取り組み
  - ③ ごみの分別ルール徹底や不法投棄防止に向けた啓発
  - ④ 「低炭素社会」・「自然共生社会」づくりへの配慮
  - ⑤ 循環型社会ビジネスの振興

### 新「循環のまち・ふくおか基本計画」(第4次ごみ処理基本計画)の策定 (計画期間：平成24年度～平成37年度)

- 計画の位置づけ—
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく法定計画
  - ・循環型社会の構築を推進する計画 ・福岡市環境基本計画の部門別計画

\* リデュース：ごみを減らすこと，リユース：繰り返し使うこと，リサイクル：資源として再利用すること

## 2 計画の理念 ～この計画では何をを目指すのか～

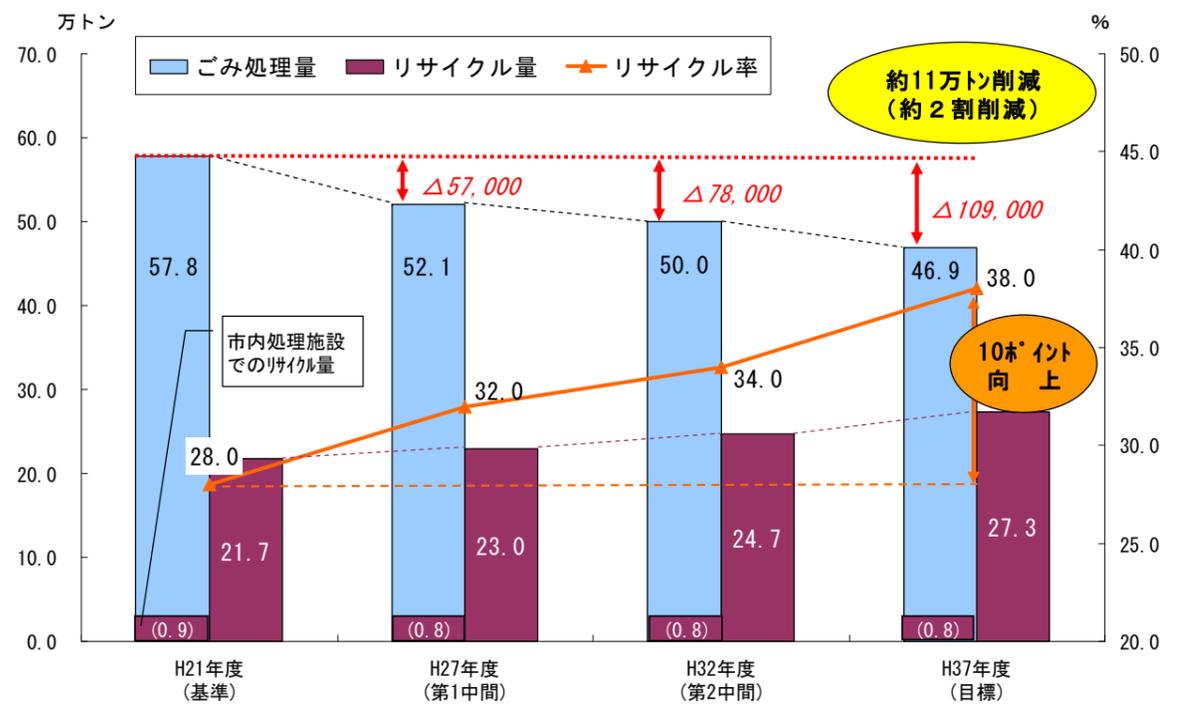


〇人と環境と都市が調和のとれたまち

**テーマ「元気が持続する循環のまち・ふくおか」**  
市民・事業者の自主性と自発性を尊重し、その活力を活かしながら、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもとに、循環型社会を構築する。併せて、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにも配慮して、持続可能な社会の実現に寄与する。

## 3 計画の目標 ～計画の目標値はどのような内容か～

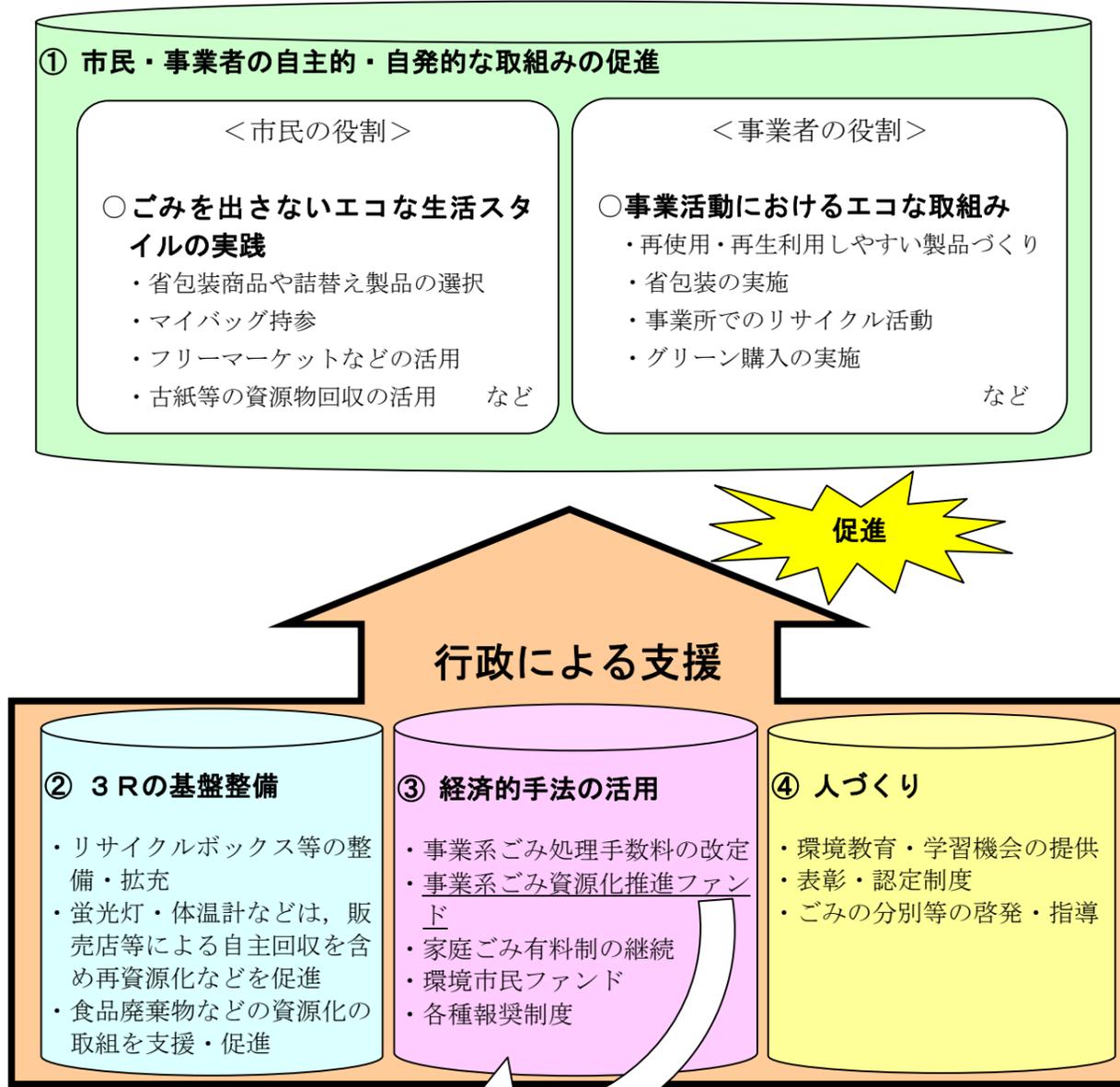
- ① ごみ減量目標：平成21年度比で約11万トン削減し、46.9万トン以下にする。
- ② リサイクル率\*：平成21年度比で10ポイント向上し、38%にする。



\* リサイクル率 = リサイクル量 ÷ (リサイクル量 + ごみ処理量)

4 施策の4つの柱 ～目標達成に向けて何をするのか～

目標達成には、市民・事業者（ごみ排出者）の行動が重要！



新たな施策にチャレンジ！

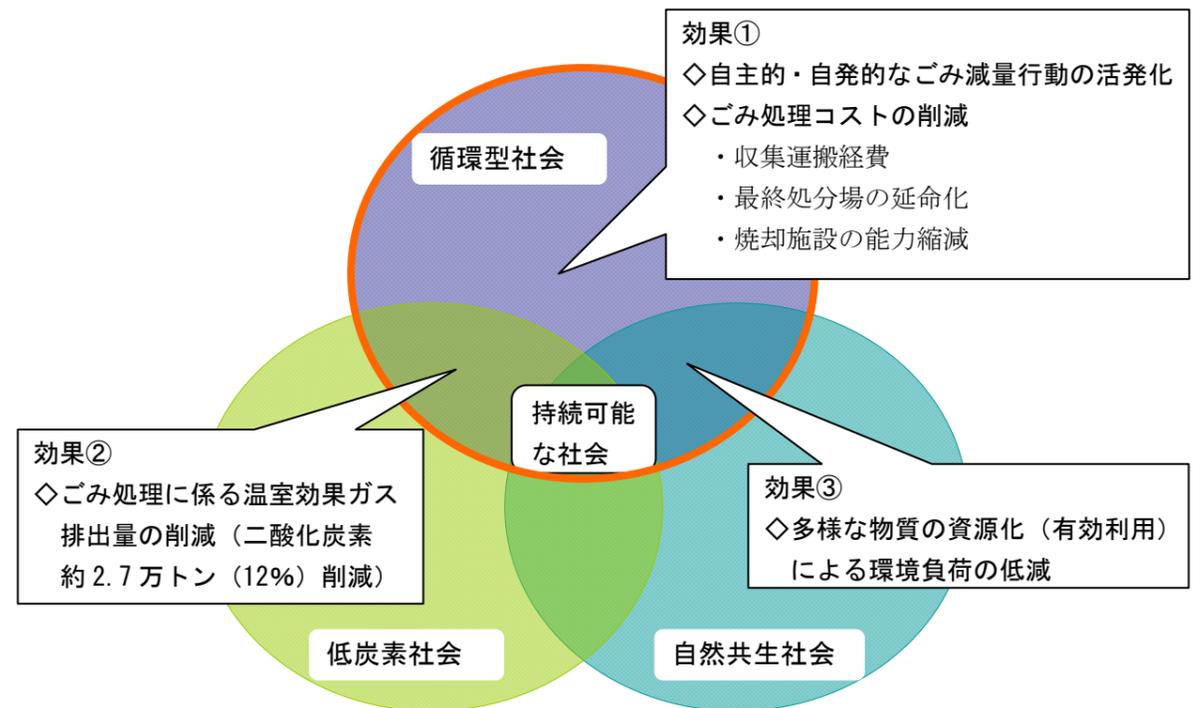
事業系ごみ資源化推進ファンドによる支援

- 事業系古紙や食品廃棄物のブロック回収の構築
  - 研究
    - 紙おむつのリサイクルシステム
    - 食品廃棄物のバイオマスエネルギーへの活用 等
- ⇒ 循環型社会ビジネスの振興



約5万5千トンのごみ削減（約11万トンの減量目標の50%に相当）

5 目標達成により期待できる具体的な効果



6 進行管理 ～計画の進み具合をどのようにして確認するか～

- ・進捗状況は、数値目標の達成度で把握。
- ・計画の進捗状況などを分かりやすく公表し、市民・事業者のごみ減量・リサイクル行動のやる気を応援する。